

国会

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第 107/2016/QH13 号

ハノイ、2016年4月6日

輸出入税法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は、輸出入税法を公布する。

第 I 章

総則

第 1 条 適用範囲

本法は、輸出入貨物に対する課税対象、納税者、税額計算根拠、税額計算時点、税率表、反ダンプ税、反補助金税、自衛税、及び輸出入税の免税、減税、還付について定める。

第 2 条 課税対象

1. ベトナムの国境ゲート、国境を越えて輸出入される貨物
2. 内国市場から非関税区域に輸出される貨物、非関税区域から内国市場に輸入される貨物
3. 現地における輸出入貨物、輸出権、輸入権、流通権を実施する企業によって輸出入される貨物
4. 以下の場合には、輸出入税の課税対象としては、適用されない。
 - a) 通過貨物、仲介貿易貨物、中継貨物
 - b) 人道援助貨物、無償援助貨物
 - c) 非関税区域から外国に輸出される貨物、外国から非関税区域に輸入され、当該非関税区域内においてのみ使用される貨物、一の非関税領域から他の非関税領域に移送される貨物
 - d) 輸出される石油・ガスの内、資源税として国家に納められる分の石油・ガス
5. 政府は本条の詳細を規定する。

第 3 条 納税者

1. 輸出入貨物の荷主
2. 輸出入の委託を受けた組織
3. 輸出入貨物を所持する出入国者、国境ゲートもしくは国境を越えて貨物を送付、受領する者
4. 納税者から委任を受けた者、保証人、納税代行者。以下の場合を含む。
 - a) 輸出入税の納税を納税者から委任された場合における税関手続を行う代理店

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 納税者に代行して納税する場合における郵便役務提供企業、国際スピード郵便役務提供企業
 - c) 納税者のために保証し、納税者に代行して納税する場合における金融機関もしくは金融機関法に基づき活動するその他組織
 - d) 貨物が個人的な贈物である場合、出入国者が出発・到着の前後に送付する荷物である場合において、荷主から委任を受けた者
 - d) 企業に代わって納税代行を行うための委任を受けた当該企業の支店
 - e) 法令の規定に従い、納税者に代わって納税代行を行うための委任を受けたその他の者
5. 国境地帯の居住者から免税標準内の範囲で貨物を購入、運送する者が、当該貨物を生産・消費に使用せず、国内市場に販売した場合のその者、もしくは、法令の規定に基づき国境に所在する市場（いちば）において輸出入貨物の営業を許可された外国商人
6. 非課税対象、免税対象である輸出入貨物を有する者で、後に当該貨物が法令の規定により課税対象となった場合のその者
7. その他、法令の規定に基づく場合

第4条 用語説明

本法において、以下の用語は次のように理解される。

1. 非関税区域とは、法令の規定に基づき設置され、確定された地理的境界線を有し、固定された柵によって外側の区域から隔てられ、税関当局その他の当局が輸出入貨物、運搬車両、出入国旅客に対する検査、監察、取締活動を行うための条件整備がなされた、ベトナム領土内に所在する経済的区域である。非関税区域と外部との間で行われる貨物の売買、交換の関係は、輸出入の関係である。
2. 複合的税額計算方法とは、百分率に基づく税額計算方法と絶対額による税額計算方法を同時に適用することである。
3. 百分率に基づく税額計算方法とは、輸出入貨物の課税価格に対する百分率（％）に基づき、税額を確定させることである。
4. 絶対額による税額計算方法とは、輸出入貨物の単位毎に対する一定の税額を確定させることである。
5. 反ダンピング税とは、ベトナムに輸入されるダンピング貨物が国内製造業に著しい損害を与える、もしくは与える恐れがある場合、または国内製造業の形成を阻む場合に適用される追加的輸入税である。
6. 反補助金税とは、ベトナムに輸入される補助金を受けた貨物が国内製造業に著しい損害を与える、もしくは与える恐れがある場合、または国内製造業の形成を阻む場合に適用される追加的輸入税である。
7. 自衛税とは、貨物がベトナムに過剰に輸入されることにより、国内製造業に重大な損害を与える、もしくは与える恐れがある場合、または国内製造業の形成を阻む場合に適用される追加的輸入税である。

第 II 章

税額計算根拠、税額計算時点、関税率表

第 5 条 百分率に基づく税額計算方法が適用される貨物に対する輸出入税額の計算根拠

1. 輸出入税額は、税額計算時点における貨物毎の課税価格、百分率により定められる税率に基づき計算される。

2. 輸出貨物の税率は、輸出関税率表において貨物毎に具体的に定められる。

ベトナムとの貿易関係上、輸出税上の優遇に関して合意がある国、国家連合、領域に向けて輸出される貨物については、当該合意に基づき実施される。

3. 輸入貨物に対する税率には、優遇税率、特別優遇税率、一般税率があり、以下の通りに適用される。

a) 優遇税率は、ベトナムとの貿易関係上、最恵国待遇を実施している国、国家連合、領域を原産地とする輸入貨物、ベトナムとの貿易関係上、最恵国待遇を実施している国、国家連合、領域を原産地とする条件を満たし、非関税区域から内国市場に輸入される貨物に対して適用される。

b) 特別優遇税率は、ベトナムとの貿易関係上、輸入税上の特別優遇に関して合意がある国、国家連合、領域を原産地とする輸入貨物、ベトナムとの貿易関係上、輸入税上の特別優遇に関して合意がある国、国家連合、領域を原産地とする条件を満たし、非関税区域から内国市場に輸入される貨物に対して適用される。

c) 一般税率は、本項 a 号、b 号が定める場合に該当しない輸入貨物に対して適用する。一般税率は、貨物毎に適用される優遇税率の 150%に相当するものとして定められる。優遇税率が 0%である場合、政府首相は、本法 10 条に基づき、一般税率の適用に関して決定する。

第 6 条 絶対額による税額計算方法、複合的税額計算方法が適用される貨物に対する輸出入税額の計算根拠

1. 輸出入貨物に対して絶対額による税額計算方法が適用される際の税額は、輸出入貨物の実際量及び税額計算時点における貨物一単位に対して規定される絶対的な税額に基づき、計算される。

2. 輸出入貨物に対して複合的税額計算方法が適用される際の税額は、本法 5 条 1 項及び 6 条 1 項に定める百分率に基づく税額及び絶対的な税額の合計により計算される。

第 7 条 関税割当制が適用される輸入貨物に対する税額

1. 関税割当制の限度内において輸入される貨物は、本法 5 条 3 項及び 6 条に定める税率もしくは絶対的な税額が適用される。

2. 関税割当制の限度を超えて輸入される貨物は、本法 11 条 1 項に定められる権限を有する機関が決定する割当制限度外の場合における税率、絶対的な税額が適用される。

第8条 課税価格、税額計算時点

1. 輸出入税の課税価格は、税関法の規定に基づく税関価格による。
2. 輸出入税の計算時点は、税関申告書を登録する時点による。

輸出入税の非課税対象、免税対象となる輸出入貨物、もしくは関税割当制の限度内における税率、絶対的な税額が適用される輸出入貨物において、法令の規定に基づき、非課税対象、免税対象となる輸出入貨物、もしくは関税割当制の限度内における税率、絶対的な税額に関する変更があった場合は、新たな税関申告書の登録時点を税額計算時点とする。

税関申告書を登録する時点は、税関法の規定による。

第9条 納税期限

1. 課税対象に該当する輸出入貨物は、通関前もしくは貨物がリリースされる前に税関法の規定に基づき、納税されなければならない。ただし、本条2項に定める場合は除く。

納税されるべき税額が金融機関によって保証される場合には、通関又は貨物のリリースは行われるが、税管理法の規定に従って、通関日もしくは貨物がリリースされた日から納税日までの期間に相当する延滞金を納めなければならない。保証期間は、税関申告書を登録した日から30日間以内とする。

金融機関によって保証されたものの、保証期間が満了したにもかかわらず納税者が税金と延滞金の納付を行わない場合、保証を提供した金融機関は、当該税金と延滞金を納税者に代わって納付する義務を有する。

2. 通関法の規定に基づいて優先制度が適用される納税者は、当月の期中において通関又はリリースされた貨物に関する税関申告書に基づき、遅くとも翌月の10日までに納税しなければならない。当該期限を超えて納税者が十分に納税しない場合、税管理法の規定に従って、未納税額及び延滞金を納めなければならない。

第10条 税率表、税率の公布に関する原則

1. 国内調達することができない種類の原料、材料を優先的に輸入することを奨励する。ハイテク領域、ソーステクノロジー、省エネルギー、環境保全の各分野の発展を重視する。
2. 国の経済・社会開発方針、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約における輸出入税に関する誓約に適合させる。
3. 市場の安定と国庫収入に貢献する。
4. 簡素さ、透明性、納税者の利便性、税に関する行政手続の改革の実現を期する。
5. 本質、構造、効用、技術的性能が類似する貨物に対して統一的な税率を適用する。輸入税率は製品から原材料に至る過程において段階的に低減させる。輸出税率は製品から原材料に至る過程において段階的に上昇させる。

第11条 税率表、税率の公布権限

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 政府は、本法 10 条、本法に付属して公布される輸出税課税対象貨物群別リストに伴う輸出税率表及び課税対象貨物群毎の輸出税率枠組、国会により批准された世界貿易機関加盟議定書における誓約優遇税率表、ベトナム社会主義共和国が加盟するその他の国際条約に基づいて、以下の文書を公布する。

- a) 輸出関税率表、優遇輸出関税率表
- b) 優遇輸入関税率表、特別優遇輸入関税率表
- c) 税関割当外における輸入税に関する貨物リスト、絶対税額、複合税額のリスト

2. 政府は、必要な場合において、本法に付属して公布される輸出税課税対象貨物群別リストに基に伴う輸出税率表及び課税対象貨物群毎に対する輸出税率枠組の改正、補足を国会常務委員会に提案する。

3. 反ダンピング税、半補助金税、自衛税を適用する権限は本法Ⅲ章において定める。

第Ⅲ章

反ダンピング税、反補助金税、自衛税

第 12 条 反ダンピング税

1. 反ダンピング税の適用条件

- a) 輸入貨物がベトナムにおいてダンピング販売されており、ダンピングマージンが具体的に確定されていること
- b) ダンピング販売が国内製造業に著しい損害を与える、もしくは与える恐れを生じさせる原因となっていること、もしくは国内製造業の形成を阻害する原因となっていること

2. 反ダンピング税の適用原則

- a) 反ダンピング税は国内製造業に対する著しい損害の発生を防止、制限するために必要かつ合理的な程度のみにおいて適用することができる。
- b) 反ダンピング税の適用は、法令の規定に基づく調査が実施された後、当該調査の結論に基づいて行われなければならない。
- c) 反ダンピング税は、ベトナムにおいてダンピング販売される輸入貨物に対して適用される。
- d) 反ダンピング税の適用は、国内の経済、社会的利益に損害を与えてはならない。

3. 反ダンピング税の適用期限は、適用決定が発効してから 5 年間とする。必要な場合、反ダンピング税の適用期限は延長することができる。

第 13 条 反補助金税

1. 反補助金税の適用条件

- a) 法令の規定により補助金を受けていることが確定される輸入貨物

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 輸入貨物が、国内製造業に著しい損害を与え、与える恐れを生じさせる原因となっていること、もしくは国内製造業の形成を阻害する原因となっていること

2. 反補助金税の適用原則

a) 反補助金税は国内製造業に対する著しい損害の発生を防止、制限するために必要かつ合理的な程度のみにおいて適用することができる。

b) 反補助金税の適用は、法令の規定に基づく調査が実施された後、当該調査の結論に基づいて行われなければならない。

c) 反補助金税は、ベトナムに輸入される補助金を受けた貨物に対して適用される。

d) 反補助金税の適用は、国内の経済、社会的利益に損害を与えてはならない。

3. 反補助金税の適用期限は、適用決定が発効してから 5 年間とする。必要な場合、反補助金税の適用期限は延長することができる。

第 14 条 自衛税

1. 自衛税の適用条件

a) 輸入貨物の容量、数量もしくは価額が突然に、絶対的に増加した場合もしくは類似した貨物又は国内生産されている直接の競争対象である貨物の容量、数量もしくは価額に比して相対的に増加した場合

b) 本条本項 a 号に定める輸入貨物の容量、数量もしくは価額の増加が、類似の貨物又は国内での直接の競争対象である貨物を生産する国内製造業に著しい損害を与え、与える恐れを生じさせる原因となっていること、もしくは国内製造業の形成を阻害する原因となっていること

2. 自衛税の適用原則

a) 自衛税は、国内製造業における重大な損害を防止、制限するために必要な範囲と程度において適用することができる。

b) 自衛税の適用は、調査の結論に基づいて行われなければならない。但し、暫定自衛税の適用の場合を除く。

c) 自衛税の適用においては、貨物の原産地の違いに基づく区別、原産地に基づく適用は行わない。

3. 反補助金税の適用期限は、適用決定が発効してから 4 年間とする。この期限は暫定自衛税の適用期間を含む。自衛税の適用期限は、国内製造業に対する重大な損害がまだ存在していること、もしくは重大な損害が発生する恐れがあり、かつ当該製造業が競争力を向上させるための調整を行っていることを証明する証拠があることを条件として、6 年を超えない限度で延長することができる。

第 15 条 反ダンピング税、反補助金税、自衛税の適用

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 反ダンピング税、反補助金税、自衛税の適用、変更、廃止は、本法の規定及び反ダンピング税、反補助金税、自衛税に関する法令に基づいて実施する。
2. 税関申告者は、反ダンピング税、反補助金税、自衛税に関する課税対象となる貨物に関する税率、数量もしくは価格に基づき、税管理に関する法令の規定に従い、申告と納税を行う責任を有する。
3. 商工省は、反ダンピング税、反補助金税、自衛税の適用に関する決定を行う。
4. 財政省は、反ダンピング税、反補助金税、自衛税の申告、徴収、納付、還付について規定する。
5. ベトナム社会主義共和国の利益が侵害もしくは違反された場合、政府は、国際条約に基づき、その他の防衛的関税措置を決定するよう国会に報告することができる。

第IV章

免税、減税、還付

第16条 免税

1. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に適合する基準内において、ベトナムにおける優遇、免除を享受する外国の組織、個人の輸出入貨物。出入国者による免税携行品基準内貨物、免税店舗において販売するために輸入される貨物

2. 外国の組織、個人からベトナムの組織、個人に対して、基準の範囲内において、移転される財産、贈答品、もしくは、ベトナムの組織、個人から外国の組織、個人に対して、基準の範囲内において移転される財産、贈答品

移転される財産、贈答品の数量又は価格が免税基準を超える場合は、免税基準を超えた部分につき納税をしなければならない。ただし、受領する組織が国家予算により活動経費を保障された機関・組織であり、かつ権限を有する機関から受領許可を取得した場合、もしくは人道的、慈善目的による場合を除く。

3. 国境地域の住民により国境を越えて購入、交換された貨物の内、貨物リストに記載されている貨物であり、かつ国境地域の住民の生産、消費に使用するための基準内に適合する貨物

基準内の貨物が購入、運搬される場合であっても国境地域住民の生産、消費のために使用されない貨物、国境市場での営業許可を有する外国商人による輸出入貨物は、納税されなければならない。

4. ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に基づき、輸出入関税が免除される貨物

5. 貨物の価格又はその納税すべき税額が、最低額を下回る場合の貨物

6. 輸出製品を加工するために輸入される原料、材料、部品。加工製品に据え付けるために輸入される完成製品、輸出加工製品

輸出税が適用される国内の原料、材料から生産された輸出加工製品は、輸出製品の構成部分に相当する国内の原料、材料の価格分について免税されない。

輸出された貨物が加工された上で輸入された場合、加工された製品を構成する輸出された当該貨物である原材料の価格分について計算された輸出入税が免税される。当該場合において、輸

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

出された貨物が資源、鉱物、もしくは資源もしくは鉱物の合計価格にエネルギー費用を足した価格が製品原価の51%を占める製品は免税をされない。

7. 輸出貨物を生産するために輸入される原料、材料、部品

8. 非関税区域において生産、加工、再利用、組立される貨物で、かつ国内市場に輸入される際に外国から輸入された原料、部品を使用していない貨物

9. 一定の期限内に一時輸入・再輸出もしくは一時輸出・再輸入された貨物。以下のものを含む。

a) 見本市、展示会、製品紹介、スポーツ・文化・芸術に関するイベントの開催・参加のために一時輸入・再輸出もしくは一時輸出・再輸入される貨物；試験、製品開発研究のために一時輸入・再輸出される機械・設備；一定の期限内の業務に利用するためもしくは外国商人のための加工に利用するため一時輸入・再輸出もしくは一時輸出・再輸入される機械、設備、職業用道具；但し、各投資案件、建設工事、建造物建設組立、生産のために一時輸入、再輸出することが許された組織・個人の機械、設備、用具、運搬車両は除く、

b) 外国の船舶、飛行機において取替・修理を行うために一時輸入される機械、設備、部品、アクセサリー。外国に所在するベトナムの船舶、飛行機において取替・修理を行うために一時輸出される機械、設備、部品、アクセサリー；ベトナムの港湾に停留中の外国の船舶、飛行機に提供するために一時輸入、再輸出される貨物。

c) 品質保証、修理、取替を行うために一時輸入・再輸出もしくは一時輸出・再輸入される貨物

d) 一時輸入・再輸出もしくは一時輸出・再輸入の方式に沿って循環する輸出入貨物を搭載する運搬手段

d) 一時輸入・再輸出の期限内（延長された期間を含む）において一時輸入・再輸出される事業用貨物で、一時輸入・再輸出貨物の輸入税額に相当する金額について金融機関により保証されるか供託金が提供された場合の当該貨物

10. 商業目的ではない貨物における以下の場合：少量のサンプル品、サンプル品に代わる写真、映画、サ模型、広告印刷物。

11. 投資に関する法律に従って投資優遇を受ける対象となる者の固定資産を形成するために輸入される貨物。以下のものを含む。

a) 機械・設備、又は機械・設備に系統的に組立てられるか、系統的に使用されるパーツ、部品、アクセサリー；機械・設備もしくは機械・設備用のパーツ、部品、アクセサリーを製造するために使用される原料、材料

b) プロジェクトの生産活動のために直接使用される技術ライン専用の運搬手段

c) 国内で製造することができない建設物資

本条本項に定める輸入貨物に対する輸入税の免税は、新規投資プロジェクト及び拡張投資プロジェクト全体に対して適用される。

12. 国内で生産することができず、権限を有する国家管理機関の規定に従い輸入することが必要な、農作物や家畜の種苗、肥料、農薬

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

13. 投資に関する法律の規定に基づく特別優遇投資分野、経済社会的条件が特に困難な地域、ハイテク企業、科学技術企業、科学技術組織に属する投資プロジェクトの生産のために輸入される原料、物資、部品で、かつ国内で生産することができないものについて生産開始後 5 年間輸入税が免税となる。

本条本項に定める輸入貨物に対する輸入税の免税は、鉱物資源開拓投資プロジェクト、天然資源、鉱物資源の価値合計にエネルギー費用を加算した合計が製品原価の 51%以上を占める製品を生産するプロジェクト、特別消費税の課税対象に該当する商品・サービスの生産、経営に関するプロジェクトに対しては適用しない。

14. 研究と製造が優先的に取り扱われている医療設備、機械の生産、組立プロジェクトにおいて、国内で生産されていない原材料、物資、部品を輸入する場合には、生産開始後 5 年間輸入税が免税となる。

15. 石油・ガス分野に利用されるため輸入される貨物。以下のものを含む。

- a) 石油・ガス分野に必要な機械、設備、代替アクセサリ、専用運搬手段、一時輸入・再輸出の場合を含む。
- b) 石油・ガス分野に必要な、機械・設備に系統的に組立てられるか、系統的に使用されるパーツ、部品、アクセサリ；石油・ガス分野に必要な機械・設備、機械・設備用のパーツ、部品、アクセサリを製造するために使用される原料、物資
- c) 石油・ガス分野に必要とされ、かつ国内で製造することができない物資

16. 投資に関する法律の規定に基づく優遇分野リストに該当する造船プロジェクト、施設に関し、以下の貨物が免税される。

- a) 造船施設の固定資産を形成するために輸入される貨物で以下のものを含む。設備・機械；機械・設備に系統的に組立てられるか、系統的に使用されるパーツ、部品、アクセサリ；機械・設備用のパーツ、部品、アクセサリを製造するために使用される原料、物資；造船活動に直接利用される技術ライン中の運搬手段；国内で製造することができない建設物資
- b) 造船に利用される機械、設備、原料、物資、パーツ、半製品で、かつ国内で製造することができない輸入貨物
- c) 輸出用船舶

17. 紙幣、硬貨の印刷・鋳造に利用される機械、設備、原料、物資、パーツ、部品、アクセサリ

18. 情報技術製品、デジタルコンテンツ、ソフトウェアの製造活動に直接利用される機械、設備、原料、物資、パーツで、かつ国内で製造することができない輸入貨物

19. 環境保全のための輸出入貨物。以下のものを含む。

- a) 廃水、廃ゴミ、排ガスの収集・運搬・処理・加工、環境観測・分析、再生エネルギー生産、環境汚染処理、環境事故対応・処理のための専用の機械、設備、運搬手段、用具、物資の内、国内で製造することができないもの。
- b) 廃棄物の再利用・処理活動により生産される輸出貨物

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

20. 教育に直接利用される専用輸入貨物で、かつ国内で製造できないもの
21. 科学研究、技術開発、技術インキュベーション活動、科学技術企業のインキュベーション活動、技術刷新に直接利用される専用の機械、設備、アクセサリ、物資で、かつ国内で製造することができない輸入貨物、科学的資料、書籍・雑誌等の輸入貨物
22. 国家安寧・国防に直接利用される専用の輸入貨物。その内、専用の運搬手段は、国内で製造することができない種類のものでなければならない。
23. 社会保障、自然災害・事故・疫病その他特別な場合における復旧対策等に利用される輸出入貨物
24. 政府は本条の細則を規定する。

第 17 条 免税手続

1. 本法 16 条 11 項、12 項、13 項、14 項、15 項、16 項及び 18 項に定める場合において、納税者は税関機関に対して、輸入される予定の免税貨物に関する通知を行う。
2. 免税手続は税管理に関する法令の定めに従って実施する。

第 18 条 減税

1. 税関機関による検査過程において輸出入貨物が破損・紛失した場合は、鑑定機関による証明を得た上で、減税される。

減税額は貨物における実際の破損割合に相当する。輸出入貨物が完全に破損・紛失した場合は納税する必要はない。

2. 減税手続は税管理に関する法令の定めに従って実施する。

第 19 条 還付

1. 以下の場合に還付が行われる。

- a) 納税者が輸出入税を納付したにもかかわらず、輸出入された貨物がない場合、もしくは輸出入された貨物の量が納税された輸出入貨物の量より少ない場合
- b) 納税者が輸出税を納税したにもかかわらず、輸出貨物を再輸入しなければならず、輸出税が還付され、輸入税を納付する必要がない場合
- c) 納税者が輸入税を納税したものの、輸入貨物を再輸入しなければならず、輸入税が還付され、輸出税を納付する必要がない場合
- d) 納税者が生産・経営のために輸入した物に対して納税をしたものの、輸出貨物の生産に用いられ、かつ製品が輸出された場合
- d) 納税者が一時輸入・再輸出が認められる組織・個人の機械、設備、用具、運搬手段に対して納税し、かつ当該貨物が外国に再輸出、非関税区域に輸出される場合。但し、投資プ

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

プロジェクト、建造物の建設施工・据付、生産活動を実施するために賃貸したものである場合は除く。

還付される輸入税額は、ベトナムにおいて使用・保管した期間に従い、再輸出される時点における貨物の残余使用価値に基づき確定される。貨物の使用価値が喪失された場合には納税された輸入税の還付はしないものとする。

政府の規定に基づく最低限度の還付税額に満たない金額は還付しない。

2. 本条 a、b、c の各号に定める貨物は、未だ使用、加工されていない場合に還付を行う。
3. 還付手続は税管理に関する法令の定めに従って実施する。

施行条項

第 20 条 施行効力

1. 本法は、2016 年 9 月 1 日から効力を発生する。
2. 輸出入税法第 45/2005/QH11 号は、本法の施行効力を発生する日から廃止される。

第 21 条 移行条項

1. 本法が定める優遇の程度よりも高い優遇の程度を含む輸出入税の優遇を享受しているプロジェクトは、プロジェクトにおいて当該優遇を享受することができる残存期間に渡り、当該優遇の程度に従い継続して実施されるものとする。輸出入税に関する優遇の程度が本法の定める輸出入税に関する優遇よりも低い場合や未だ何らの優遇を享受していない場合は、プロジェクトにおいて優遇を享受することができる残存期間に渡り、本法の規定に従って優遇を享受することができるものとする。
2. 輸入された原料、物資、アクセサリーを用いて輸出貨物を生産したものの、製品を未だ輸出しない場合、税関機関に対して登録した申告書に記載されている一時輸入・再輸出される事業用貨物が、本法が施行効力を有する日より前の時点において未だ輸出されておらず、未だ納税されていない場合は、本法の規定が適用される。

第 22 条 詳細規定

政府は、本法において委任された条項の詳細を規定する。

本法は、第 13 期 11 回ベトナム社会主義共和国国会によって、2016 年 4 月 6 日に可決された。

国会議長

Nguyen Thi Kim Ngan

**輸出税課税対象貨物群別リストに基に伴う輸出税率表及び
課税対象貨物群毎に対する輸出税率枠組**
(輸出入税法第 107/2016/QH13 に付属して公布される)

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
1	03.01	生きている魚	0-10
2	03.02	魚：生鮮又は冷蔵したもの、魚のフィレ (Fillets) 及びベトナム輸出入貨物リストに定める第 03.04 類のその他の魚肉を除く。	0-10
3	03.03	魚：冷凍したもの、魚のフィレ (Fillets) 及びベトナム輸出入貨物リストに定める第 03.04 類のその他の魚肉を除く。	0-10
4	03.04	魚のフィレ、その他の魚肉 (細かく切り刻んであるかないかを問わない)：生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの。	0-10
5	03.05	魚：乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたもの；燻製した魚、燻製する前に又は燻製する際に加熱による調理がしてあるかないかを問わない；魚の粉、ミール及びペレット：食用に適するもの。	0-10
6	03.06	甲殻類：生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであり、殻を除いてあるかないかを問わない；燻製した甲殻類：殻を除いてあるかないか又は燻製する前に若しくは燻製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない；蒸気又は水煮による調理をした殻を除いていない甲殻類：冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない；甲殻類の粉、ミール及びペレット：食用に適するもの。	0-10
7	03.07	軟体動物：生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであり、殻を除いてあるかないかを問わない；燻製した軟体動物：殻を除いてあるかないか又は燻製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない；軟体動物の粉、ミール及びペレット：食用に適するもの。	0-10
8	03.08	甲殻類及び軟体動物を除く水棲無脊椎動物：生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたもの；甲殻類及び軟体動物を除く燻製した水棲無脊椎動物：燻製する前に又は燻製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない；甲殻類及び軟体動物を除く水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット：食用に適するもの。	0-10
9	07.14	キャッサバ	0-10
10	08.01	- ココナッツ：生のもの、乾燥したもの、皮を剥いてあるかないかを問わない。	0-5
		- ブラジルナッツ (Brazil nut) 及びカシューナッツ：生のもの、乾燥したもの、皮を剥いてあるかないかを問わない。	0-10
11	09.01	コーヒー：煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない；コーヒー豆の殻及び皮並びにある割合のコーヒーを含有するコーヒー代用物。	0-5
12	09.02	茶：香味を付けてあるかないかを問わない。	0-5
13	09.04	Piper 属に属するコショウ、Capsicum 属又は Pimenta 属に属するとうがらし：乾燥し、破碎し又は粉碎したもの。	0-5
14	10.05	とうもろこし	0-15
15	10.06	米	0-15
16	12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分 (種及び果実を含む)：生鮮のもの及び冷	0-25

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
		蔵し、冷凍し又は乾燥したものであり、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。	
		含む：香木、古木	15-25
17	14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、清浄にし、漂白した竹、籐、葦、い草、オーギア、ラフィア；染色した藁、穀物及びライム樹皮）。	0-10
18	16.04	- 魚：調製し又は保存に適する処理をしたもの。	0-2
		- キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物。	0-10
19	16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物：調製し又は保存に適する処理をしたもの。	0-10
20	25.02	まだ焼いていない黄鉄鉱	5-30
21	25.03	硫黄：昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。	5-30
22	25.04	天然黒鉛	5-30
23	25.05	天然の砂：着色してあるかないかを問わないものとし、ベトナム輸出入貨物リスト第 26 類の金属鉱を含有する砂を除く。	5-30
24	25.06	石英（天然の砂を除く）；珪岩：粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。	5-30
25	25.07	カオリン、その他のカオリン系粘土：焼いてあるかないかを問わない。	5-30
26	25.08	その他の粘土（第 68.06 項の属するエキスパンデッド粘土を除く）、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト：焼いてあるかないかを問わない；並びにムライト、シャモット（Chamotte）及びダイナスアース。	5-30
27	25.09	白亜	5-35
28	25.10	- 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜。	5-30
		- 燐灰石（Apatite）	10-40
29	25.11	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石）：焼いてあるかないかを問わないものとし、ベトナム輸出入貨物リストに定める第 28.16 類の酸化バリウムを除く。	5-30
30	25.12	ケイ素化石粉（例えば、珪藻土、トリポライト等）、その他これに類するケイ素の土：焼いてあるかないかを問わないものとし、見掛け比重が 1 以下のものに限るもの。	5-30
31	25.13	パミスストーン及びエメリーコランダム；天然コランダム、ガーネット（Garnet）、その他の天然研磨石：熱処理をしてあるかないかを問わない。	5-35
32	25.14	粘板岩：粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。	10-35
33	25.15	大理石（Marble）、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石：見掛け比重が 2.5 以上のものであり、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない；及びアラバスター：粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。	10-35

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
34	25.16	花崗岩、斑岩、玄武岩、砂岩 (Sandstone) その他の石碑用又は建築用の岩石：粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切っているかないかを問わない。	10-35
35	25.17	主にコンクリート用、道路舗装用又は鉄道用の小石、砂利及び破碎し又は粉碎した石、又はその他のバラスト石、小石、及び天然フリント (Flint)：熱処理をしてあるかないかを問わない；並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成る碎石：上記の小石、砂利、破碎し又は粉碎した石、又はその他のバラスト石、小石、及び天然フリントを混入してあるかないかを問わない；及びタールマカダム並びにベトナム輸出入貨物リストに定める第 25.15 類又は第 25.16 類の粒、破片及び粉の状態の岩石：熱処理をしてあるかないかを問わない。	5-35
36	25.18	ドロマイト：粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない；ドロマイトラミングミックス。	5-30
37	25.19	天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア：焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない；その他の酸化マグネシウム：純粋であるかないかを問わない。	5-30
38	25.20	石膏及び天然無水石膏並びにプラスター石膏 (焼いた石膏又は焼いた硫酸カルシウムを含む)：着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。	5-30
39	25.21	石灰岩根のフラックス；石灰岩及びその他のカルシウムを含有する岩石：石灰又はセメントの製造に使用するもの。	5-30
40	25.22	生石灰、消石灰及び水硬性石灰、ベトナム輸出入貨物リストに定める第 28.25 類の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。	5-30
41	25.24	石綿	5-30
42	25.25	雲母：はく離雲母を含む；その廃棄物。	5-30
43	25.26	天然ステアタイト：粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切っているかないかを問わない；及びタルク。	5-30
44	25.28	天然ホウ酸塩鉱物及びその精鉱：焼いてあるかないかを問わないものとし、天然海水から分離したホウ酸塩を除く；並びに天然ホウ酸において H_3BO_3 の含有量が乾燥重量の 85% 以下のもの。	5-30
45	25.29	長石 (Felspat)、白榴石 (Leucite)、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及び蛍石。	5-30
46	25.30	鉱物：その他の項において未だ詳細化されていないもの、もしくは記載されていないもの	5-30
47	26.01	鉄鉱及びその精鉱、焼いた硫化鉄鉱を含む。	15-40
48	26.02	マンガン鉱及びその精鉱、含鉄マンガン鉱及びその精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥重量の 20% 以上のものに限る。	15-40
49	26.03	銅鉱及びその精鉱	15-40
50	26.04	ニッケル鉱及びその精鉱	10-40
51	26.05	コバルト鉱及びその精鉱	10-40
52	26.06	アルミニウム鉱及びその精鉱	15-40
53	26.07	鉛及びその精鉱	10-40

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
54	26.08	亜鉛鉱及びその精鉱	15-40
55	26.09	すず鉱及びその精鉱	15-40
56	26.10	クロム鉱及びその精鉱	10-40
57	26.11	タングステン鉱及びその精鉱	10-40
58	26.12	ウラン鉱又はトリウム鉱及びそれらの精鉱	10-40
59	26.13	モリブデン鉱及びその精鉱	10-40
60	26.14	チタン鉱及びその精鉱	10-40
61	26.15	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱又はジルコニウム鉱及びそれらの精鉱	10-40
62	26.16	貴金属鉱及びその精鉱	10-40
63	26.17	その他の鉱及びその精鉱	10-40
64	26.18	粒状スラグ（スラグサンド）：鉄鋼製造の際に生ずるもの	0-20
65	26.19	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く）、鉄鋼製造の際に生ずるスケールその他の廃棄物。	0-20
66	26.20	スラグ、灰及び残留物（鉄鋼製造の際に生ずるものを除く）、砒素、金属又はこれらの化合物を含有するもの。	0-20
67	26.21	その他のスラグ及び灰、海草の灰（ケルプ）を含む；都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物。	0-20
68	27.01	石炭；練炭、豆炭及びこれらに類する石炭から製造した固形燃料。	10-45
69	27.02	亜炭：凝結させてあるかないかを問わない、黒玉を除く。	10-45
70	27.03	泥炭（ピートリッターを含む）：凝結させてあるかないかを問わない。	10-45
71	27.04	コークス及び半成コークス（石炭から製造したもの）、亜炭又は泥炭：凝結させてあるかないかを問わない；レトルトカーボン。	10-45
72	27.09	石油、歴青鉱物から取得した原油 その中、原油	0-50 5-50
73	27.10	ガソリン	0-40
74	27.11	石油・ガスその他のガス状炭化水素	0-40
75	27.12	ペトロラタム(Petroleum jelly)；パラフィンワックス、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンワックス、泥炭ワックス、その他の鉱物性ワックス及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの；着色してあるか否かを問わない。	0-40
76	27.13	石油コークス、歴青油及び石油又は歴青鉱物から取得した油に由来する油の残留物。	0-40
77	27.14	天然歴青及び天然アスファルト(asphalt)；油母頁岩又は歴青質頁岩及びタールサンド；アスファルタイト及びアスファルチックロック。	0-40
78	27.15	天然アスファルト、天然歴青、歴青石油鉱物性タール又は鉱物性タールピッチを基とした歴青質混合物（例えば、歴青含有マッシュク及びカットバック）。	0-40
79	27.16	電力	0-40
80	28.04	水素、希ガス及びその他の非金属元素	0-20
81	28.17	酸化亜鉛；過酸化亜鉛	0-20
82	28.18	人造コランダム：化学的に単一であるか否かを問わない；酸化アルミニウム；水酸化アルミニウム。	0-20
83	28.23	チタンの酸化物	0-20

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
84	29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	0-10
85	31.01	動物性又は植物性の肥料：これらを相互に混合してあるか否か又は化学的に処理してあるか否かを問わない；動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料。	0-40
86	31.02	窒素を含む鉱物性肥料又は化学肥料	0-40
87	31.03	りん酸を含む鉱物性肥料又は化学肥料	0-40
88	31.04	カリを含む鉱物性肥料又は化学肥料	0-40
89	31.05	肥料成分の元素である窒素、りん及びカリウムのうち二以上を含有する鉱物性肥料及び化学肥料；その他の肥料；並びにベトナム輸出入貨物リストに定める第 31 類の物品をペレット状又はこれに類する形状にしたもの、若しくは容器とも 1 個の重量が 10 キログラム未満で包装したもの。	0-40
90	38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤；化学工業又は関連する工業において生産される化学品及び調製品（天然物の混合物を含む製品及び調製品を含む）：その他の項において未だ詳細化されていないもの、もしくは記載されていないもの。	0-20
91	40.01	天然ゴム、バラタの乳液、グタペルカ、グアユールの乳液、チクル科の乳液及びこれらに類する天然乳液：原始状態又は板、シート又はストリップの形状のもの	0-20
92	41.01	ウシ科（水牛を含む）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限る）：脱毛してあるか否か又はスプリットしてあるか否かを問わない。	5-25
93	41.02	羊及び子羊の原皮（生鮮の皮又は塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限る）脱毛してあるか否か又はスプリットしてあるか否かを問わない。ただし、ベトナム輸出入貨物リストに定める第 41 類の注 1 の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。	5-25
94	41.03	その他の動物の原皮（生鮮の皮又は塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限る）脱毛してあるか否か又はスプリットしてあるか否かを問わない。ただし、ベトナム輸出入貨物リストに定める第 41 類の注 1 の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。	5-25
		- ワニの原皮	0-25
95	41.04	ウシ科（水牛を含む）又は馬類の動物のなめした皮又はクラストにした皮：毛が付いていないものに限るとし、スプリットしてあるか否かを問わないが、これらを超える加工をしていないもの。	0-25
96	41.05	羊又は子羊のなめした皮又はクラストにした皮：毛が付いていないものに限るとし、スプリットしてあるか否かを問わないが、これらを超える加工をしていないもの。	0-25
97	41.06	その他の動物のなめした皮又はクラストにした皮：毛が付いていないものに限るとし、スプリットしてあるか否かを問わないが、これらを超える加工をしていないもの。	0-25
98	41.07	ウシ科（水牛を含む）又は馬類の動物の革：なめした又はクラストに	0-25

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
		した後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。ただし、ベトナム輸出入貨物リストに決める第 41.14 類の革を除く。	
99	41.12	羊又は子羊の革：なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。ただし、ベトナム輸出入貨物リストに決める第 41.14 類の革を除く。	0-25
100	41.13	その他の動物の革：なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。ただし、ベトナム輸出入貨物リストに決める第 41.14 類の革を除く。	0-25
101	41.14	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー。	0-25
102	41.15	コンポジションレザー：革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない；革又はコンポジションレザーのくず等の廃棄物：革製品の製造に適しないもの；革のかす、革の粉。	0-25
103	44.01	- 薪材：角状、棒状、茎状、束状その他これらに類する形状	5-25
		- かんなくず又は木くず；のこくず、その他木製廃材：棒状、餅（ブリケット）状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。	0-25
104	44.02	- 木炭：凝結させてあるかないかを問わない。ココナッツ殻炭、果実の殻又はナットの炭を除く。	5-25
		- ココナッツ殻炭、果実の殻又はナットの炭	0-25
105	44.03	粗の木材：皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。	5-25
106	44.04	たが材；割ったポール；木製のくい：端をとがらせたもの。ただし、縦にひいたものを除く；木製の棒：表面加工したもの、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除き、つえ、傘の柄、工具の柄、持ち手、その他これらに類する物品の製造に適するもの；及びチップウッド（Chipwood）その他これに類するもの。	5-25
107	44.06	木製の鉄道用又は電車軌道用の枕木（横板）	5-25
108	44.07	木材：縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるもの。かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。	5-25
109	44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき：平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。	5-25
110	44.09	木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズ（Friezes）で組み立てないものを含む）：縁、端又は面に沿って連続的に造形させる（実矧ぎ加工、溝彫り、溝削り、面取り、矢筈継ぎ、板目加工、ネックレス状蛇腹の加工、フレームの加工、丸棒加工又はこれらに類する加	5-25

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
		工)、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。	
111	44.10	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB)、その他これに類するボード (例えば、ウェファーボード) : 木材その他の木質の材料のものであり、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。	0-25
112	44.11	繊維板: 木材その他の木質の材料のものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。	0-25
113	44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	0-25
114	44.13	改良木材: 塊状、板状、ストリップ状又は形材のもの	0-25
115	44.14	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する木製製品	0-25
116	44.15	木製のケース、箱、クレート、ドラム状その他これらに類する包装容器; 木製のケーブルドラム; 及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード; 木製のパレット枠。	0-25
117	44.16	帯で巻かれた木製のたる、おけ、ドラム状、柱状その他帯で巻かれたこれらに類する容器及び木製のこれらの部分品、たる材及びおけ材を含む。	0-25
118	44.17	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り; 靴、長靴の木型。	0-25
119	44.18	建築用木工品、セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。	0-25
120	44.19	木製の食卓用品及び台所用品	0-25
121	44.20	寄せ木し又は象眼した木材; 宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品; 及び木製の小像その他の装飾品; 並びにベトナム輸出入貨物リストの第 94 類に属しない木製の家具。	0-25
122	44.21	その他の木製品	0-25
123	71.02	ダイヤモンド: 加工してあるかないかを問わないが、取り付けていないもの。	5-40
		内、加工してないもの及び単にひき、クリーブしたもの	10-40
124	71.03	貴石 (ダイヤモンドを除く) 及び半貴石: 加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けていないもの; 格付けしてない貴石 (ダイヤモンドを除く) 又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものの。	5-40
		その内、加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの。	10-40
125	71.04	合成又は再生の貴石及び半貴石: 加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けていないもの; 格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものの。	5-40
		その内、加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの。	10-40
126	71.05	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	0-20
127	71.06	銀: 金又は白金をめっきした銀を含む、加工してないもの、半製品又は粉状のもの。	5-30
128	71.07	銀を張った卑金属: 半製品になる程度までは加工していないもの。	0-30
129	71.08	金: 白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、半製品又は粉状のもの。	0-30

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
130	71.09	金を張った卑金属又は銀：半製品になる程度までは加工していないもの。	0-30
131	71.10	白金：加工していないもの、半製品又は粉状のものに限る。	0-30
132	71.11	白金を張った卑金属、銀又は金：半製品になる程度までは加工していないもの。	0-30
133	71.12	貴金属又は貴金属を張った金属の廃棄物及びくず；及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他の廃棄物及びくずで貴金属又はその化合物を含有するもの。	0-30
134	71.13	身辺用細貨類及びその部分品：貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの。	0-10
135	71.14	金又は銀の細工品及びその部分品：貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの。	0-10
136	71.15	その他の製品：貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの。	0-10
137	72.01	銑鉄及びスピーゲル：なまこ形、ブロックその他の一次形状のもの。	0-40
138	72.02	フェロアロイ	0-40
139	72.03	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼を含有する製品及びその他の海綿状の鉄鋼の製品：ランプ、ペレットその他これらに類する形状のもの；重量比による純度が 99.94%以上の鉄：ランプ、ペレットその他これらに類する形状のもの。	0-40
140	72.04	鉄鋼の廃棄物及びくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	15-17
141	72.05	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	0-40
142	72.06	鉄及び非合金鋼のインゴット又はその他の一次形状のもの（ベトナム輸出入貨物リストに定める第 72.03 類の鉄を除く）。	0-40
143	72.07	鉄又は非合金鋼の半製品	0-40
144	74.01	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	5-40
145	74.02	粗銅及び電解精製用陽極銅	5-40
146	74.03	精製銅又は銅合金：まだ加工していないもの。	5-40
147	74.04	銅の廃棄物及びくず	20-22
148	74.05	銅のマスターアロイ	5-40
149	74.06	銅の粉及びフレーク	5-40
150	74.07	銅の棒、スティック及び型材	5-40
151	74.08	銅の線	
152	74.09	銅の板、シート及びストリップ、厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。	0-30
153	74.10	銅のはく、厚さ（補強材の厚さを除く）が 0.15 ミリメートル以下のものに限る。（印刷してあるかないか、又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない）。	0-30
154	74.11	銅製の筒及び管	0-30
155	74.12	銅製の筒又は管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	0-30
156	74.13	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類するもの。電気を絶縁していない。	0-30
157	74.15	銅製の釘、鉚、画鉚、又釘（ベトナム輸出入貨物一覧に定める第 83.05 グループのものを除く）；銅製又は、鉄製若しくは鋼製であり、頭部に銅製で塞ぐその他これらに類する製品；銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピ	0-30

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
		ン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品。	
158	74.18	銅製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並び、銅製のトイレ用品及びその部分品。	0-30
159	74.19	その他の銅製品	
160	75.01	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	5-40
161	75.02	まだ加工していないニッケル	
162	75.03	ニッケルの廃棄物及びくず	20-22
163	75.04	ニッケルの粉及びフレーク	5-40
164	75.05	ニッケルの棒、スティック、型材及び線	0-30
165	75.06	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	0-30
166	75.07	ニッケル製の筒、管及び筒又は管用継手の部品（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	0-30
167	75.08	その他のニッケル製品	0-30
168	76.01	まだ加工していないアルミニウム	5-40
169	76.02	アルミニウムの廃棄物及びくず	20-22
170	76.03	アルミニウムの粉及びフレーク	5-40
171	76.04	アルミニウムの棒、スティック及び型材	5-40
172	76.05	アルミニウムの線	0-30
173	76.06	アルミニウムの板、シート及びストリップ。厚さが 0.2 ミリメートルを超えるものに限る。	0-30
174	76.07	アルミニウムのはく、厚さ（補強材の厚さを除く）が 0.2 ミリメートル以下のものに限る（印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない）。	0-30
175	76.08	アルミニウム製の筒及び管	0-30
176	76.09	アルミニウム製の筒又は管用継手の部品（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	0-30
177	76.10	アルミニウム製の構造物（ベトナム輸出入貨物一覧の第 94.06 グループのプレハブ建築物を除く）及びアルミニウム製のその分離モジュール（例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、雨戸、手摺り、支柱及び柱）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、筒その他これらに類するもの。	0-30
178	76.11	アルミニウム製の水貯蔵タンク、ボックス、貯蔵コンテナ、その他これに類する容器。材料（圧縮ガス用又は液化ガスを除く）を含有するために使用し、内容積が 300 リットルを超えるものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、かつ、機械装置又は熱の装置に組み合わせない。	0-30
179	76.12	ドラム、たる、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含む）。材料（圧縮ガス用又は液化ガスを除く）を含有するために使用し、内容積が 300 リットル以下のものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、かつ、機械装置又は熱の装置に組み合わせない。	0-30
180	76.13	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	0-30
181	76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類するも	0-30

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
		の。電気を絶縁していない。	
182	76.15	アルミニウム製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品、並びにアルミニウム製のトイレ用品及びその部分品。	0-30
183	76.16	その他のアルミニウム製品	0-30
184	78.01	まだ加工していない鉛	5-40
185	78.02	鉛の廃棄物及びくず	20-22
186	78.04	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	5-40
187	78.06	その他の鉛製品	0-30
188	79.01	まだ加工していない亜鉛	5-40
189	79.02	亜鉛の廃棄物及びくず	20-22
190	79.03	亜鉛の粉、ダスト及びフレーク	5-40
191	79.04	亜鉛の棒、スティック、型材及び線	5-40
192	79.05	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	5-40
193	79.07	その他の亜鉛製品	0-30
194	80.01	まだ加工していない鉛	5-40
195	80.02	鉛の廃棄物及びくず	20-22
196	80.03	鉛の棒、スティック、型材及び線	5-40
197	80.07	その他の鉛製品	0-30
198	81.01	- タングステンの廃棄物及びくず	20-22
		- タングステンの卑金属半製品	5-40
		- タングステンの製品	0-30
199	81.02	- モリブデンの廃棄物及びくず	20-22
		- モリブデンの卑金属半製品	5-40
		- モリブデンの製品	0-30
200	81.03	- タンタルの廃棄物及びくず	20-22
		- タンタルの卑金属半製品	5-40
		- タンタルの製品	0-30
201	81.04	- マグネシウムの廃棄物及びくず	20-22
		- マグネシウムの卑金属半製品	5-40
		- マグネシウムの製品	0-30
202	81.05	- コバルトの廃棄物及びくず	20-22
		- コバルトの卑金属半製品	5-40
		- コバルトの製品	0-30
203	81.06	- ビスマスの廃棄物及びくず	20-22
		- ビスマスの卑金属半製品	5-40
		- ビスマスの製品	0-30
204	81.07	- カドミウムの廃棄物及びくず	20-22
		- カドミウムの卑金属半製品	5-40
		- カドミウムの製品	0-30
205	81.08	- チタンの廃棄物及びくず	20-22
		- チタンの卑金属半製品	5-40
		- チタンの製品	0-30
206	81.09	- ジルコニウムの廃棄物及びくず	20-22
		- ジルコニウムの卑金属半製品	5-40

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

順	貨物群	貨物の詳細	税率枠組 (%)
		- ジルコニウムの製品	0-30
207	81.10	- アンチモンの廃棄物及びくず	20-22
		- アンチモンの卑金属半製品	5-40
		- アンチモンの製品	0-30
208	81.11	- マンガンの廃棄物及びくず	20-22
		- マンガンの卑金属半製品	5-40
		- マンガンの製品	0-30
209	81.12	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムの廃棄物及びくず	20-22
		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムの卑金属半製品	5-40
		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムの製品	0-30
210	81.13	- サーメットの廃棄物及びくず	20-22
		- サーメットの卑金属半製品	5-40
		- サーメットの製品	0-30
211		上記に定めない材料、原料、半製品。資源、鉱物の合計価格にエネルギー費用を足した価格が製品原価の51%を占めるもの。	5-20



翻訳協力：弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
(ベトナム拠点)